

佐倉市地域総合整備資金貸付実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市地域総合整備資金貸付要綱（平成25年8月14日決裁25佐産第272号。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、地域総合整備資金（要綱第1条に規定する地域総合整備資金をいう。以下同じ。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸付条件等

(地域振興民間能力活用事業計画に位置付けることができる事業)

第2条 地域振興民間能力活用事業計画（要綱第3条第1項の規定により市長が策定するとされている地域振興民間能力活用事業計画をいう。以下同じ。）に位置付けることができる民間事業者等による事業は、同項各号のいずれにも該当し、かつ、市の産業振興に係る施策の推進に寄与する事業（公害防止等に関する環境基準を遵守できる者により実施される事業その他市の他の施策の推進に重大な支障を生ずるおそれのない事業に限る。）に該当すると市長が認める事業とする。

(新たな雇用に関する要件)

第3条 要綱第3条第1項第2号に規定する新たな雇用については、そのうち少なくとも1人が、市内に住所を有する者又は市内に転入することが予定されている者であることを要するものとする。

(営業開始の時期に関する要件に係る規定の適用除外)

第4条 民間事業者等による事業が、その所有する土地において行われるものである場合には、要綱第3条第1項第4号の規定は、適用しないものとする。

第3章 貸付手続等

(事前協議)

第5条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする民間事業者等（以下「申請者」という。）は、要綱第14条の規定による申込み（以下「借入申請」という。）に先立ち、その実施しようとする事業の内容が貸付条件等（要綱第2章に規定する貸付条件等をいう。以下同じ。）に適合するかどうかについて、市長に協議しなければならない。

2 要綱第14条の規定は、前項の協議について準用する。この場合において、要綱第14条中「地域総合整備資金借入申込書（別記様式第1号）」とあるのは、「地域総合整備資金借入協議書（別記様式ア）」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定により準用する要綱第14条の規定の適用に当たっては、同条各号に掲げる書類のうち、次条の規定による審査に支障がないと認め

るものについて、その添付を省略させることができる。

(審査等)

第6条 市長は、申請者から前条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）があったときは、当該事前協議に係る事業の内容が貸付条件等に適合するかどうかについて審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査は、事前協議において提出された書類、地域振興民間能力活用事業計画の案その他必要な書類により行うものとする。

3 前項の地域振興民間能力活用事業計画の案は、事前協議に係る事業の内容に最も関連の深い部署において作成するものとする。

4 第1項の規定による審査における要綱第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「公益性、事業採算性、低収益性」とあるのは、「公益性」とする。

(佐倉市地域総合整備資金貸付審査委員会)

第7条 前条第1項の規定による審査を行うため、佐倉市地域総合整備資金貸付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表に掲げる者その他市長が必要と認める者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副市長、副委員長は経済環境部長をもって充てる。

4 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会議の議長となる。

5 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、企業誘致担当課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(総合的な調査・検討の依頼)

第8条 市長は、第6条第1項の通知（事前協議に係る事業の内容が貸付条件等に適合すると市長が認めた旨の通知に限る。）を受けた申請者から借入申請があったときは、地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書（別記様式イ）に借入申請において提出された書類、地域振興民間能力活用事業計画及び要綱の写しを添付して、地域総合整備財団（以下「財団」という。）に総合的な調査・検討（要綱第15条において財団が実施するとされている貸付対象事業についての総合的な調査・検討をいう。）を依頼するものとする。

(貸付決定の通知の時期)

第9条 貸付決定（要綱第15条に規定する貸付決定をいう。以下同じ。）の通知は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した者に対しては当該貸

付けに係る予算が議会の議決を経て成立した後に、当該貸付けを行わないことを決定した者に対しては直ちに行うものとする。

（金銭消費貸借契約の締結）

第10条 要綱第16条の規定により地域総合整備資金貸付決定通知書の交付を受けた申請者は、地域総合整備資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の交付を受けるため金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書（別記様式ウ）
- （2）貸付対象事業に係る費用の支払い及び民間金融機関等からの借入金の借入れが完了していること又は貸付金の交付の日（以下「交付日」という。）までにこれらが完了することが確認できる書類
- （3）借入人口座の通知について（別記様式エ）
- （4）金銭消費貸借契約証書（別記様式オ）の案
- （5）保証書（別記様式カ）の案
- （6）申請者の印鑑証明書及び法人登記簿謄本の写し（いずれも金銭消費貸借契約の締結の日以前の3か月以内に発行されたものに限る。次号において同じ。）
- （7）保証人の印鑑証明書及び資格証明書の写し

2 契約は、交付日として市長が財団及び申請者と協議して定めた日に、前項第4号の金銭消費貸借契約証書により締結するものとする。

（領収書の提出）

第11条 貸付金の交付を受けた申請者（以下「借入人」という。）は、当該貸付金の交付後、直ちに、領収書を市長に提出しなければならない。

第4章 貸付金の管理等

（事業完了報告）

第12条 借入人は、貸付対象事業を完了したときは、速やかに、地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書（別記様式キ）に当該貸付対象事業の完了後の状況が確認できる写真を添付して、市長に報告しなければならない。

（事業進捗状況報告）

第13条 借入人は、貸付対象事業が貸付決定の通知を受けた日の属する会計年度の末日までに完了していないときは、速やかに、当該貸付対象事業の進捗の状況を、市長に報告しなければならない。

（償還状況報告）

第14条 借入人は、決算期ごとに、地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書（別記様式ク）に決算書類等を添付して、市長に報告しなければならない。

(変更届)

第15条 借入人は、当該借入人又はその保証人について、住所、連絡先、法人名、代表者、代表者印又は資本金等の変更があったときは、直ちに、変更届(別記様式ケ)に当該変更があった事実を証する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(補則)

第16条 地域総合整備資金の貸付けに関する事項のうち、要綱及びこの要領に定めのないものについては、別に市長が定めるもののほか、財団の示す取扱方針等に従うものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日決裁25佐総第1690号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日決裁佐商第752号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、貸付けの申込みがこの要綱の施行の日以後であるものに係る貸付けについて適用し、貸付けの申込みが同日前であるものに係る貸付けについては、なお従前の例による。

別表

佐倉市地域総合整備資金貸付審査委員会の組織

- | | |
|---|---------|
| 1 | 副市長 |
| 2 | 企画政策部長 |
| 3 | 財政部長 |
| 4 | 経済環境部長 |
| 5 | 経済環境部理事 |
| 6 | 土木部長 |
| 7 | 都市部長 |
| 8 | 上下水道部長 |

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

郵便番号
住 所
申 込 者 名 称
代表者名
電話番号

印

地域総合整備資金借入協議書

佐倉市地域総合整備資金貸付実施要領に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて協議します。

なお、協議にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円 (年度)
- 2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
(事業内容については、別添「事業計画書(様式2)」のとおり。)
- 3 借入希望条件
- ① 借入希望時期 年 月
- ② 借入希望期間 年 月 (20年以内)
- ③ 据置希望期間 年 月 (5年以内)
- 4 連帯保証予定者名
法人名

5 連絡先

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 様

佐倉市長

㊟

地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書

下記の事業計画については、地域総合整備資金の貸付を検討したいので、関係書類を添えて総合的な調査・検討を依頼します。

記

- 1 事業名： _____
- 2 事業者名： _____（国・地方公共団体の出資割合： _____%）
- 3 借入協議のあった日： _____年 _____月
- 4 事業着手（予定）日： _____年 _____月
- 5 総合的な調査・検討実施希望年度： _____年度
- 6 ふるさと融資に係る予算措置の状況（予定を含む） ※該当に○印
 - a. 措置済（ _____年度当初予算、 _____年度 _____月補正予算）
 - b. 予定（ _____年度当初予算、 _____年度 _____月補正予算）
- 7 起債の届出・同意等の別 ※該当に○印
 - a. 届出 b. 同意等（ 1次 2次 ）
- 8 事業者に対する地方公共団体の損失補償契約の状況（予定を含む） ※該当に○印
 - a. 貸付予定地方公共団体が、ふるさと融資の連帯保証又はその民間金融機関等借入金に対して損失補償
 - b. 損失補償の予定なし
- 9 事業者の代表者を地方公共団体の長が兼務している場合、金融機関等に対して当該事業者のためにする個人保証の有無（予定を含む） ※該当に○印
 - a. 有 b. 無 c. 兼務していない
- 10 地方公共団体による連帯保証料補助の状況 ※該当に○印（a bについては概要を記載）
 - a. 実施予定 b. 検討中 c. 未定 d. 実施せず（補助の概要： _____）
- 11 添付資料
 - ①地域振興民間能力活用事業計画、 ②地域総合整備資金貸付要綱
 - ③民間事業者からの提出書類
- 12 貸付予定地方公共団体連絡先
 - 部署名： _____ 担当者名： _____
 - 電話： _____（内 _____） F A X： _____
 - E-mail： _____

様式ウ

(報告日) 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住 所
法人名
代表者名 ㊟ (実印)

地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書

年度地域総合整備資金貸付金の交付を受けるに当たって、貸付対象事業（事業）の状況について報告いたします。
なお、貸付実行希望日は（ 年 月 日）です。

(報告日現在、単位:百万円)

費用区分		当初予定額	予定（貸付実行日翌日以降の支払分）		確定（支払済分）		金額合計	変更理由等
			支払額	支払日	支払額	支払日		
貸付対象事業費							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
	合計 A	0	0		0		0	

資金区分		当初予定額	予定（貸付実行日翌日以降の調達分）		確定（調達済分）		金額合計
			金額	借入日	金額	借入日	
貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 B					0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
		計	0	0	0		0
		計	0	0	0		0
	補助金 C						0
	その他	借入金計					0
		自己資金					0
		その他（ ）					0
	計		0	0	0		0
	合計		0	0	0		0

融資比率【B/(A-C)、％】						
-----------------	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 事業費支払完了後及び民間金融機関等からの借入完了後に貸付を受ける場合、「予定」欄は使用せず、「確定」欄に記入して下さい。この場合は、再提出の必要はありません。
- 2 地域総合整備資金貸付金の交付希望日は、**貸付対象事業費に係る事業費支払日の概ね1カ月前の日以降**であることが必要となっていますので、この条件を満たすよう記入してください。
- 3 事業費支払完了前及び民間金融機関等からの借入完了前に貸付を受ける場合、「予定」欄に予定額等を記入して下さい。
また、**事業費支払及び借入が完了後**、「確定」欄に確定額等を記入して再度提出して下さい。
- 4 「当初予定額」欄は、申請時の様式例4「設備投資等及び資金調達計画書」にしたがって記入して下さい。
- 5 「変更理由」欄は、「当初予定額」と「予定額」「確定額」に差異がある場合に、その理由を記入して下さい。
- 6 融資比率は小数点以下第1位まで記入して下さい（小数点第2位を切り上げ）。

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

(法人名)

(代表者名) ⑩

借入人口座の通知について

標記については、地域総合整備資金貸付事務包括委託契約第4条第2項に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1 振込を受ける口座

(1) 借入人(事業者名) _____

(2) 事業名 _____

(3) 金融機関名(支店名) _____ (_____)

(4) 預金種類(番号に○) 1. 普通 2. 当座 3. 別段 4. その他 (_____)

(5) 口座番号(右詰め)

--	--	--	--	--	--	--

(6) 口座名

(フリガナも記載)

2 償還事務手続きに係る納入通知書等の書類送付先

納入通知書の宛名は、「1 (1) 借入人(事業者名)」となります。

(1) 郵便番号 _____

送付住所 _____

※法人登記の住所に関わらず、書類送付ご希望の住所を記入してください。

(2) 担当部署 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

※法人登記の住所と異なった施設等へ送付ご希望の場合は、施設名等を記入いただいて結構です。

様式オ

金銭消費貸借契約証書
(本)

正 本
印 紙

(以下「甲」という。)は、

(以下「乙」という。)に対し、地域総合整備資金として後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

この契約を証するため、本証書正本1通、副本1通を作成し、甲はその正本を乙はその副本をそれぞれ保有する。

年 月 日

甲

乙

(実 印)

要 項

金 額	金 円
使 途	年 月 日付け 地域総合整備資金貸付決定通知書記載の 事業 (以下「貸付対象事業」という。)
最終償還期日	年 月 日
償 還 方 法	年 月 日を第1回とし、以降毎年 月 日 及び 月 日に各金 円を分割弁済 のうえ、最終償還期日に残額完済のこと。
利 率	無利子
特 記 事 項	

一 般 約 款

(資金の使用)

第1条 乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金を貸付対象事業のみに使用する。

2 乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その使途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。

3 乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(資金の交付)

第2条 甲は、この契約による金員の交付を甲の指定する乙の金融機関の口座に振込む方法によって行うものとする。

(債務の弁済)

第3条 乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によって行うものとする。

(償還期日が休日等にかかる場合の特例)

第4条 この契約による償還期日が休日又は銀行休業日に当たる場合で、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

(保証人の提供)

第5条 乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てる。

2 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、遅滞なく必要な手続きをとる。

(繰上償還)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一 乙若しくは保証人が支払いを停止したとき又は乙若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

二 乙若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一 乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二 乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四 乙が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五 乙が借入金の償還を怠ったとき。

六 乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

七 乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

八 乙が解散したとき。

九 乙が暴力団員等（第13条に定義する。）若しくは第13条第1項各号の一に該当し、若しくは同条第2項各号の一に該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切であると甲が判断したとき。

十 保証人が前4号に定める事由の一に該当したとき。

十一 前各号のほか甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3 前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

4 乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができる。

5 第2項第9号の規定の適用により、乙又は保証人に損害が生じた場合にも、甲に何らの請求をしない。また、甲に損害が生じたときは、乙又は保証人がその責任を負う。

(遅延利息)

第7条 乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を遅延した場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14%の割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(弁済の充当)

第8条 乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によって充当する。

(調査及び報告)

第9条 甲は、必要あると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。

2 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届け出た事項に変更があったときは、乙は、直ちに書面により甲に届け出る。

3 乙が前項の届出を怠ったため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が遅着した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 乙は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。

5 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

(公正証書の作成)

第10条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとる。

(費用の負担)

第11条 乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

2 甲が権利保全のため乙に代わって前項の費用を支払った場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払った日から年14%の割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(貸付けに係る事務の委託)

第12条 甲は、この契約による貸付けに係る支出事務、徴収事務等を一般財団法人地域総合整備財団に委託する。

(反社会勢力の排除)

第13条 乙又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。

四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

以上

様式カ



年 月 日

保 証 書

(宛先) 佐倉市長

住所

法人名

代表者名

印
(実印)

は、債務者 が
年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づき、 より下記
借入条件をもって借り受け負担する元本 金 円及び
これに付帯する一切の債務を債務者と連帯し、債務者との保証委託契約の効力
にかかわらず保証いたします。

借 入 条 件

- 1 借入金額 金 円
- 2 最終償還期日 年 月 日
- 3 償還方法 年 月 日を第1回とし、以降
毎年 月 日及び 月 日に各
金 円を分割弁済のうえ、
最終償還期日に残額完済のこと。
- 4 遅延利息 年利 1 4 %

様式キ

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住 所

法 人 名

代表者名



(実印)

地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書

地域総合整備資金貸付対象事業（事業）が完了いたしましたので以下のとおり報告いたします。

1. 新規雇用者確保数

	事業完了時期	営業開始時期	新規雇用者確保数
当初予定	年 月 日	年 月 日	
実 績	年 月 日	年 月 日	
備考 (差異が生じた理由)			

(注) 1 「当初予定」は、申請時の事業計画書に基づき記入して下さい。

2 「備考」欄は、「当初予定」と「実績」に差異がある場合に、その理由を記入して下さい。

3 用地取得等契約後5年以内に営業開始が行われていること。

4 雇用者確保数の記載要領は、ふるさと融資Q&Aの「雇用要件」の項ご参照。

2. 事業完了後の施設状況

別添写真参照のこと

様式ク

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住 所

法 人 名

代表者名

印(実印)

地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書

地域総合整備資金貸付対象事業（事業）に係る民間金融機関等からの借入金の残高状況について報告いたします。

(年 月決算時点、 単位：千円)

資金区分	合計残	年度貸付分残高	年度貸付分残高	年度貸付分残高	年度貸付分残高	備考
地域総合整備資金						
民間金融機関等借入金						
計						

- (注) 1 決算時点における地域総合整備資金貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金について記入して下さい。
- 事業途中の案件についても報告が必要です。その際には借入済の年度分の実績残高のみ記入して下さい。
- 2 同一事業に対し、地域総合整備資金が複数年度に渡って貸し付けられている場合は、各年度貸付分の残高をそれぞれ記入し、合計してください。

様式ケ
＜借入人に係る変更用＞

年 月 日

変 更 届

(宛先) 佐倉市長

住所
法人名
代表者名

印
(実印)

年 月 日付け金銭消費貸借契約で 地域総合整備資金の貸付けを受けたところですが、下記事項を変更しましたので、届け出ます。

記

項 目		変更前 (旧)	変更後 (新)
1	住所変更 (登記上)		
	(連絡先)	〒 TEL	〒 TEL
2	法人名変更	法人名・代表者名	法人名・代表者名
3	代表者変更		
4	改印	旧印	新印
5	資本金等の増減		
変更年月日			
変更理由			

- (注) 必要な添付書類
- 1. 住所変更：履歴事項全部証明書 (連絡先変更を除く。)
 - 2. 法人名変更：印鑑証明書・履歴事項全部証明書
 - 3. 代表者変更：印鑑証明書・履歴事項全部証明書
 - 4. 改印：印鑑証明書
 - 5. 資本金等：履歴事項全部証明書
- ※ 履歴事項全部証明書及び印鑑証明書は、本文書作成日前3カ月以内に発行されたもの。